

(お知らせ)



平成27年1月16日  
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターにおける  
設計・建設規格正誤表に係る調査結果について

当社は、原子力規制委員会の「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第I編 軽水炉規格>※<sup>1</sup>に係る報告について」(原規規発第1412173号)に基づき、リサイクル燃料備蓄センターにおける設備について調査した結果を、本日、原子力規制委員会へ報告しました。

本調査は、上記規格のうち配管と配管をフランジ※<sup>2</sup>で接続する場合および配管に穴をあける場合の設計に係る規定(以下、「当該規定」という)に関する正誤表が発行されたことを踏まえ、当社の使用済燃料貯蔵施設において適用される規則※<sup>3</sup>への適合が義務付けられている設備に対し、当該規定を適用している箇所の有無および当該規定に基づき設計したものの有無を調べることを求めたものです。

当社の設備に対し上記の調査※<sup>4</sup>を行った結果、当該規定を適用している箇所は無く、したがって当該規定に基づき設計したものは無いことを確認しました。

以 上

- ※1 軽水炉型発電用原子力施設における容器、配管、ポンプ、弁といった機械設備に対し、設計方法や試験・検査方法を規定する規格。
- ※2 配管の端部に張り出した円盤状の継手
- ※3 「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」および「使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則」
- ※4 金属キャスクとその架台、クレーン、搬送用の台車等が調査対象。